

規制の事前評価書

政策の名称	建設物等の設置等に係る事前届出の廃止	担当部局名	労働基準局安全衛生部 安全課	作成責任者名	安全課長 奈良篤	評価実施時期	平成26年1月
法令案等の名称・関連条項	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条第1項						
規制の目的、内容及び必要性等	労働安全衛生法第88条第1項により、事業者は、製造業等で一定の規模の事業場において、建設物又は機械等を設置、移転又は変更しようとするときは、その計画を工事開始日の30日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならないこととされています。しかし、同条第2項以降で、ボイラー、クレーン等の危険性の高い機械等の設置等について同様の届出を義務付けており、これにより同条第1項の規制の目的が達成されているため、同条第1項を廃止します。						
想定される代替案	事業者は、製造業等で一定の規模の事業場において、建設物又は機械等を設置、移転又は変更したときは、その設置等の概要について、工事開始後に遅滞なく労働基準監督署長に届け出なければならないこととします。(事後届出)						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	規制を廃止するものであり、これまでに規制を受けていた事業者の書類(事業場の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面等)を作成し、届け出するための手続を行う費用は軽減されます。	事業者は、書類(事業場の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面等)を作成し、届け出するための手続を行う費用を負担します。現行の事前届出に係る負担と比較すれば、事前の行政関与が軽減されるため、事業者の遵守費用は軽減されると考えられます。					
2 行政費用	届け出られた計画の審査及び実地調査のための費用が不要となります。	届け出られた内容の審査及び実地調査のための費用が発生します。					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	建設物又は機械等を設置、移転又は変更しようとするときに義務付けられていた事前届出が廃止されることにより、これまでに規制を受けていた事業者の負担は軽減されます。	事後届出制のため、現行制度と比較して事業者の手続の負担が軽減できます。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案、代替案ともに、事業者にとっては、現行制度と比較して負担は大きく軽減されますが、代替案については、事後届出制となっているため、引き続き事業者の負担は残ります。改正案は現行の第88条第1項の規制の目的が、同条第2項以降の規制により達成されているため、これを廃止しようとするものです。したがって、両案を比較すると改正案の方がより適切であると言えます。						
有識者の見解その他関連事項	労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」(平成25年12月24日)において以下のとおり報告されています。 6 規制・届出等の見直し ア 労働安全衛生法に基づく規制のうち、一定の大規模事業場において、建設物、機械等の設置、移転等を行う製造業等の事業者に対して、事前に届出を求めている労働安全衛生法第88条第1項は廃止することが適当である。						
レビューを行う時期又は条件	改正法案の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています。						